

浦 社 第 127 号
令和 7 年 5 月 14 日

自治会自主防災組織 各位

浦安市長 内 田 悦 嗣

避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る説明会の実施について（お願い）

新緑の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本市の防災・福祉行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和 5 年度より、災害時の避難に支援が必要となる高齢者や障がいのある方を対象に個別避難計画作成の取り組みを進めております。

この個別避難計画とは、あらかじめ災害が起きた時の避難先や行動を自助・共助の点から個別の計画書として作成し、地域の支援者等と共有することで、備えておくものです。

皆様には、近隣に自力での避難行動が困難な方がいることを知り、可能な範囲で声掛け、見守りなどの支援者としてご協力いただくことをお願いしています。

つきましては、昨年度に引き続き、この取り組みについてのご説明を行いますので、定例会などで別添の資料の内容を共有していただき、ご希望の場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

災害時、地域からだれ一人取り残さない社会の実現に向け、ご協力をお願いいたします。

連絡先：浦安市 福祉部 社会福祉課（大森・入江）
電 話：047-712-6641
総務部 危機管理課（大塚・矢田）
電 話：047-712-6897

避難行動要支援者支援制度の仕組みとは

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害発生時に支援を必要とする人（避難行動要支援者）に対して、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、隣近所の人など「避難支援等関係者」が連携して支援をしていく制度のことです。この制度は、市が「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者に提供して、この情報をもとに地域の支え合いで避難行動要支援者を支援するものです。



★自主防災組織の皆様には、**避難支援等関係者**としてご協力いただきたいと考えています。

《平常時》

- ・ 日ごろのあいさつなどコミュニケーションを通じて、お互いを知る**地域の関係づくり**

《個別避難計画作成時》

- ・ 要支援ご本人やご家族、避難支援等関係者が集まり、**避難支援に関する話し合い**を行います。
- ・ 計画に実行性を持たせるため、可能であれば**避難訓練**を実施することもあります。

《災害時》 災害時に行う支援とは、避難誘導ではありません。

- ・ 自身の身に危険が迫っていても、助けを求めることができない方への**安否確認**
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることや、正しく理解することが困難な方への**情報伝達**
- ・ 情報を受け取っても、それに対応して行動に移せない方への**避難誘導**

※ 災害時にあっては、まずはご自身やご家族の生命や身体の安全を守ることが大前提です。

※ 計画に記載される避難支援を必ずしも保障するものではありません。



この活動に興味がある、または、より詳しい話が聞きたい場合はご連絡ください。

連絡先：浦安市 福祉部 社会福祉課（大森・入江）
電話：047-712-6641
総務部 危機管理課（大塚・矢田）
電話：047-712-6897